

平成26年9月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(ツ)第50号 不当利得金返還等請求上告事件

判 決

東京都千代田区丸の内2丁目1番1号

上 告 人	ア コ ム 株 式 会 社
同 代 表 者 代 表 取 締 役	木 下 盛 好
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	兒 島 聖 司
同	富 満 康 史

被 上 告 人 [REDACTED]
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 五 嶋 俊 信

上記当事者間の宮崎地方裁判所平成25年(レ)第37号不当利得金返還等請求控訴事件について、同裁判所が平成25年9月9日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があったので、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

理 由

1 上告理由第2について

原審の適法に確定した事実関係の下においては、上告人と被上告人との間で貸金債務の支払方法について民法695条にいう「争い」が存在し、本件示談契約において、上告人が利息及び遅延損害金を放棄するとともに、元金の分割弁済を約することによって、双方が譲歩しているのであるから、本件示談契約は民法上の和解契約に該当するといえる。

しかしながら、本件示談契約時に過払金等返還請求権は発生していたが、その存在及び額は民法696条にいう「争いの目的」及び譲歩の対象になっておらず、

本件示談契約は上告人の貸金債権が存在していることを前提としてなされているとの原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らして是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひっきょう、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものにすぎず、採用することができない。

そうすると、本件示談契約には同条が適用されないところ、原審の適法に確定した事実関係の下においては、被上告人は、過払金等返還請求権の存在及び額を全く認識しておらず、上告人の貸金債権が存在していることを前提として本件示談契約の意思表示を行っているので、同意意思表示には動機の錯誤があり、その動機は上告人に表示されて意思表示の内容になっているといえ、その錯誤の内容に照らすと要素の錯誤に当たると認められる。

以上によれば、本件示談契約は錯誤により無効となるから、原判決は結論において相当である。

2 上告理由第3について

原審が適法に確定した事実関係においては、上告人が被上告人に連絡を取ることができなくなったとしても、所論引用の最高裁判決のいう「取引終了時」に該当しないとした原審の認定判断は正当として是認することができる。論旨は、所論引用の最高裁判決を正解せず、独自の见解に基づいて原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。

3 以上のとおり、本件上告は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官 一 志 泰 滋

裁判官 金 光 健 二

裁判官 小 田 島 靖 人

これは正本である。

平成26年9月30日

福岡高等裁判所第5民事部

裁判所書記官 濱 砂 尋 直

